

奈良市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 3 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

長寿福祉課

監査結果公表日 令和 5 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 20 号）

措置結果通知日 令和 7 年 1 月 10 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
奈良市老人福祉センターの管理については、指定管理者制度が導入されており、基本協定書において、指定管理料で購入した物品の所有権は市に帰属するものとされていたが、所管課は指定管理者が購入した物品の確認を行っていなかった。 このため状況を確認したところ、備品台帳への登録が必要な物品について、登録漏れの事例が複数のセンターにおいて見受けられた。 登録が漏れていた備品について速やかに現物を確認し、備品台帳への登録を行った上で、市の財産として適切に管理されたい。	奈良市老人福祉センターにおける指定管理料で購入した備品について、各老人福祉センターから報告を受け、現物を確認した上で、令和 6 年度に全ての備品について備品台帳への登録を行いました。 今後、新たに購入する備品についても漏れなく登録を行うとともに、これら備品について市の財産として適切に管理して参ります。

住宅課

監査結果公表日 令和 6 年 12 月 27 日（奈良市監査委員告示第 18 号）

措置結果通知日 令和 7 年 1 月 20 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 2 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。 旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。	監査の指摘を受け、令和 6 年 12 月 5 日に当該職員の旅費について、支払を行いました。 また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。